

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

| | | |
|--|---------|---|
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課) | 一 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 | (同) | 一 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | (同) | 一 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 | (同) | 二 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 | (同) | 二 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (同) | 三 |
| ○保安林の指定の解除の予定 | (森林整備課) | 三 |
| ○保安林の指定の解除 | (同) | 三 |
| ○道路の区域変更(二件) | (道路課) | 三 |
| ○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件) | (都市計画課) | 四 |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(十件) | (同) | 四 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 | (障害福祉課) | 六 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 | (同) | 六 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 | (同) | 六 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築宅地課) | 七 |

ページ

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表(二件)

告 示

七 七

○宮城県告示第十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害児通所支援の種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|-----------|---|--------------|--------|----------------|
| ○四五二二〇〇七二 | 放課後等デイサービスサポート南桜 大河原町字南桜町四 番地二 大河原町字西桜町十 三番地八 | 放課後等デイサービス | 有限会社ケイ | 平成二十九年 一月一日 |

○宮城県告示第十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止する指定障害児通所支援の種類 | 設置者名 | 廃止年月日 |
|------------|--------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|
| ○四二二七〇〇六三三 | こはく 大和町もみじヶ丘一 一三十五一 九 | 共同生活援助 | 株式会社ワイ リア | 平成二十八年 十二月三十一 日 |

○宮城県告示第十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者

手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年五月十九日次の者を指定した。
平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 石井 智彦 | 泌尿器科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 小松 誠司 | 内 科 | 大崎市民病院岩出山分院 | 大崎市岩出山字下川原町八十四番二十九号 |
| 岩本 隆司 | 小児科 整形科 外科 精神科 | 気仙沼市立本吉病院 | 気仙沼市本吉町津谷明戸二百一十二番二号 |
| 大藏 暢 | 内 科 | 医療法人社団やまとやまと在宅診療所大崎 | 大崎市古川 駅東三丁目一番地二一〇一 |
| 渡邊幸二郎 | 耳 鼻 科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 田口 勝行 | 泌尿器科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 劉 孟林 | 眼 科 | やもと眼科 | 東松島市矢本字大溜三百四十三番地 |
| 角田 浩 | 内 科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 小川 則彦 | 外 科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |

○宮城県告示第十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|-------|------|-----------|----------------------|-----------|-------------------|
| 氏名 | 診療科目 | 新 | | 旧 | |
| | | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 小出佳代子 | 小児科 | 小出医院 | 登米市登米町日野渡内ノ目三百二十九番一号 | 小出在宅診療所 | 登米市登米町日野渡南田二十二番一号 |

| | | | | | |
|-------|------|----------------------|------------------|----------|------------------|
| 伊関 雅裕 | 外 科 | 国立療養所東北新生園 | 登米市迫町新田上薬ノ木沢一番地 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 宮田 正弘 | 内 科 | りふの内科クリニック | 宮城県利府町利府字新橋六十番一号 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 大庭 正敏 | 整形外科 | 大崎市民病院鹿島台分院 | 大崎市民病院鹿島台 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 千田 雅信 | 内 科 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 太田 耕造 | 内 科 | 医療法人社団健育会 石巻健育会病院 | 石巻市大街道西三丁目三番二七号 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 菅野 裕幸 | 循環器科 | かんのリズムハートクリニック | 白石市鷹巣東三丁目八番三三番 | 公立刈田綜合病院 | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地 |
| 土井 洋 | 眼 科 | 土井眼科クリニック | 石巻市新橋三番十一号 | 菅原眼科医院 | 石巻市新橋三番十一号 |

○宮城県告示第十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------|-------------|------------------|
| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 原 清吾 | 整形外科 | 栗原市立若柳病院 | 栗原市若柳字川北原畑二十三番四号 |
| 加藤 健吾 | 耳鼻咽喉科 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 目黒 泰彦 | 眼 科 | 大崎市民病院 | 大崎市民病院 |
| 小野寺幸男 | 内 科 | 大崎市民病院岩出山分院 | 大崎市民病院岩出山分院 |
| 板垣 英雄 | 外 科 | 大崎市民病院岩出山分院 | 大崎市民病院岩出山分院 |
| 酒井 寿郎 | 内 科 | 大崎市民病院岩出山分院 | 大崎市民病院岩出山分院 |

| | | | |
|-------|--------|--|------------------|
| 千田 光一 | 内 科 | 栗原市立栗原中央病院 | 栗原市築館宮野中央三丁目一番一号 |
| 大橋 裕介 | 外 科 | 栗原市立栗原中央病院 | 栗原市築館宮野中央三丁目一番一号 |
| 佐々木 卓 | 小 児 科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 山田 隆司 | 内 科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 齋藤 隆幸 | 整形 外科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 坂本 敬 | 整形 外科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 位田 剣 | 内 科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 小丸 達也 | 循環 器 科 | 地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立循環器・呼吸器病 センター | 栗原市瀬峰根岸五十五番二号 |
| 大沢 上 | 循環 器 科 | 地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立循環器・呼吸器病 センター | 栗原市瀬峰根岸五十五番二号 |
| 三澤 辰也 | 整形 外科 | 社会医療法人将道会 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |
| 熊谷磨理子 | 消化 器 科 | 公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院 | 塩竈市錦町十六番五号 |

○宮城県告示第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------|------------------------------------|---------------|-----------------------|----------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
| ○四二二七〇〇六四一 | こはく 黒川郡大和町もみ じヶ丘一丁目三十五 一九 | 共同生活援助 | 一般社団法人 はびねすの羽 根 | 平成二十九年 一月一日 |
| ○四一〇七〇〇四四七 | 桂実苑 名取市本郷字東六軒 百三十二番地一 | 短期入所 | 株式会社リ ベン | 平成二十九年 一月一日 |

○宮城県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字権現九二の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町道外一九三の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

| | | | | | |
|------------------------------------|-----|--------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 変更の区間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 |
| 石巻市中央三丁目三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで | | 前 A | 一〇・〇 二〇・〇 | 八一〇・〇 | 上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| 後 B | 後 A | 一四・五 三四・五 | 四九・五 | 八一〇・〇 | |

○宮城県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

| | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 石巻市八幡町二丁目九四番二地先から 同市八幡町二丁目一番地先まで | | 前 | 一八・〇 二三・〇 | 一一九・〇 |
| 後 | 後 | 六・〇 三二・〇 | 三二・〇 | 三四一・〇 |

○宮城県告示第二十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画地区計画

2 名称 魚町・南町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十四号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 閑上地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新渡波地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十六号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新渡波西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十七号
 石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新蛇田南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十九号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画地区計画
- 2 名称 赤岩港地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十号
 気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 種類 気仙沼都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 種類 気仙沼都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十二号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

一 都市計画の種類及び名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 気仙沼都市計画特別用途地区
- 2 名称 大規模集客施設制限地区

特別工業地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 気仙沼都市計画地区計画
- 2 名称 南気仙沼地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十四号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 種類 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-----------------|-------------|
| リズム調剤薬局白石蔵王店 | 白石市鷹巣東三丁目八―三十五 | 平成二十八年十二月一日 |
| めでしまの郷オレンジ薬局 | 名取市愛鳥笠鳥字野田三十八―四 | 平成二十八年十二月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 担 当 する 医療の種類 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 訪問看護ステーションてあーて | 訪問看護 | 石巻市小船越字堤下六十六 | 平成二十八年十二月三十一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更前 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 医療法人社団盟陽会富谷中央病院 | 黒川郡富谷町上桜木二丁目一―六 | |
| 変更後 | 医療法人社団盟陽会富谷中央病院 | 富谷市上桜木二丁目一―六 |

| | | |
|-----|--------------|------------------|
| 変更前 | マリーン調剤薬局上桜木店 | 黒川郡富谷町上桜木二丁目一七 |
| 変更後 | マリーン調剤薬局上桜木店 | 富谷市上桜木二丁目一七 |
| 変更前 | サンテ薬局日吉台店 | 黒川郡富谷町日吉台一丁目二十一三 |
| 変更後 | サンテ薬局日吉台店 | 富谷市日吉台一丁目二十一三 |
| 変更前 | マリーン調剤薬局新富谷店 | 黒川郡富谷町成田四丁目一十 |
| 変更後 | マリーン調剤薬局新富谷店 | 富谷市成田四丁目一十 |
| 変更前 | 調剤薬局ココロエル | 黒川郡富谷町上桜木二丁目三一六 |
| 変更後 | 調剤薬局ココロエル | 富谷市上桜木二丁目三一六 |
| 変更前 | アイセイ薬局明石台店 | 黒川郡富谷町明石台六丁目一二十 |
| 変更後 | アイセイ薬局明石台店 | 富谷市明石台六丁目一二十 |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 岩沼市北長谷字畑堤上九番一の一部
 岩沼市里の杜三丁目四番五号 十一三号
 菊地 啓

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十九年一月十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

- 一日 時 平成二十九年一月十七日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 傍聴者の定員 十二人
- 四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年 1月10日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
 宮城県監査委員 坂 下 賢
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
 宮城県監査委員 成 田 由 加里

記

- 1 監査委員の報告日 平成28年 8月17日
- 2 通知のあった日 平成28年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大崎高等技術専門校
 イ 監査委員の報告の内容
 報酬及び賞金において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

○訓練委託コーディネーターの報酬において、改定前の報酬月額で支給をしたもの。

- ・件数 9件(3名)
- ・正支給額計 976,470円
- ・既支給額計 972,888円
- ・追給額 3,582円

○臨時職員の賞金において、支給定日を過ぎて支給をしたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 99,463円

ロ 措置の内容

今回の事案は、組織として財務の決議書や添付書類を慎重に確認する等充分なフォローアップ体制を欠いたことが原因であり、さらに、担当者が庶務に不慣れなことを踏まえれば一層の手厚い支援が必要であったことから、今後は挙証資料の添付や突合の厳格な実施、内部統制で定めるチェックシートを常時活用するなど、組織として内部統制が効果的に機能するよう具体的な対策を講じるとともに、事務処理の大原則である組織での複数の目による確認や日常的な声掛けを徹底し、再発防止を図っていく。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年1月10日

| | |
|---------|-------|
| 宮城県監査委員 | 齋藤正美 |
| 宮城県監査委員 | 坂下賢賢 |
| 宮城県監査委員 | 工藤鏡子 |
| 宮城県監査委員 | 成田由加里 |

記

- 1 監査委員の報告日
平成28年9月12日
- 2 通知のあった日
平成28年10月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
- 現年度分 1,735,423,962円
- 過年度分 3,044,091,239円
- 合 計 4,779,515,201円
- ・平成26年度収入未済額
- 現年度分 1,705,086,450円
- 過年度分 3,604,984,294円
- 合 計 5,310,070,744円

ロ 措置の内容

県税収入未済額は、平成26年度決算から約5億3千万円の縮減(▲10%)が図られたものの、更なる縮減を進めるために、平成28年3月に策定した新たな「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、税収確保に努めていく。

計画の重点税目である個人県民税は、依然として県税収入未済額の約8割を占めているため、県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームを中心に、市町村が単独で高い徴収率を実現できるよう積極的に支援を行うとともに、連携・協働して縮減対策を実施していく。

具体には、県税職員の市町村職員との併任の拡大のほか、地方税徴収対策室による集中的な滞納整理の実施、県による直接徴収の実施、特別徴収の推進、宮城一斉滞納整理強化月間の設定などの徴収対策を継続して行っていく。

個人県民税以外についても、引き続き債権差押、搜索やタイヤロックなどの滞納処分を中心

報 告 書 公 報 城 島

とした取組を徹底するとともに、財産のない滞納者への滞納処分等の執行停止を適切に行い、更なる収入未済額の縮減を図る。
そのため、各県税事務所が計画に基づき定めた縮減目標と事業計画の進捗状況を定期的に報告させることにより、適切な債権管理の指導・助言を行っていく。

(2) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用料等の収入遅延に関し、督促を行っていないもの及び督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○督促を行っていないもの。

- ・件数 38件
- ・調定金額 15,605,200円

○督促を行わないため延滞金の徴収ができないもの。

- ・件数 2件
- ・調定金額 5,856,220円
- ・延滞金額 71,700円

ロ 措置の内容

(イ) 経理担当班及び事業担当班の複数職員で、財務システムから出力される収納状況一覧表により、調定案件すべての、収納状況を確認する。

(ロ) 納入期限を過ぎても収納が確認されない案件については、財務規則に定める督促期限内に督促状を発行する。

(ハ) 収納確認後、延滞金の算定を行い、延滞金が発生する場合は、納入通知書を発行する。

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金（平成23年度産業廃棄物再資源化・再生资源利活用設備等整備事業費及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備事業に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
- 現年度分 36,118,000円

過年度分 0円

合計 36,118,000円

ロ 措置の内容

事業実施主体が、平成27年9月に廃棄物処理法違反による処罰を受けたため、過年度に交付していた補助金の交付決定を取り消し、全額の返還を求めたものであり、年度内に返還されず収入未済となった。

債務者は、上記処罰に伴う廃棄物処理業許可の取消によって事業継続が困難となっているが、庁内関係課所と連携しつつ、継続的に面談等を実施し、会社の事業計画や資産状況の把握に努めながら、補助金返還に向けた交渉を行っている。

今後も引き続き、債務者に粘り強く納付を促していくとともに、適切な債権管理に努めていく。

(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 64,654,681円

過年度分 544,453,759円

合計 609,108,440円

・平成26年度収入未済額

現年度分 31,646,763円

過年度分 513,622,996円

合計 545,269,759円

ロ 措置の内容

債務者（不真正連帯債務者8者）のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として402,000円を回収した。

引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に所得調査及び財産調査などを実施し、新たな財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、できる限り債権回収に努めていく。

| | |
|--|--|
| <p>平成27年度収入未済額 609,108,440円 (A)</p> <p>収入済額 402,000円 (B)</p> <p>不納欠損額 0円 (C)</p> <p>平成28年度調定額 28,710,603円 (D)</p> <p>平成28年9月末収入未済額 637,417,043円 (A - B - C + D)</p> <p>(5) 子育て支援課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収入未済額 現年度分 12,305,948円 過年度分 83,673,066円 合 計 95,979,014円 <p>・平成26年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 14,527,371円 過年度分 84,768,164円 合 計 99,295,535円 <p>○児童保護費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収入未済額 現年度分 2,396,940円 過年度分 10,507,990円 合 計 12,904,930円 <p>・平成26年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 1,924,940円 過年度分 12,198,550円 合 計 14,123,490円 <p>○過誤払返納金(里親委託費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収入未済額 現年度分 72,000円 | <p>過年度分 1,300,994円</p> <p>合 計 1,372,994円</p> <p>・平成26年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 1,300,994円 過年度分 2,240円 合 計 1,303,234円 <p>○児童扶養手当給付費返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収入未済額 現年度分 493,860円 過年度分 14,472,070円 合 計 14,965,930円 <p>・平成26年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 311,910円 過年度分 15,980,640円 合 計 16,292,550円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、本庁と事務所が一体となり保健福祉部全体で取り組むため平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、対応してきたところである。</p> <p>組織をあげた体制として部長をトップとする対策会議のほか、各事務所です内検討会を開催し、職員の意識付けを強化した上で、債権管理でニュアラルの策定、県内統一基準による債権管理と集中催告、また「借りたものは返すもの」という意識を持たせるよう粘り強い説得等に取り組んだ結果、未済額が大きく(約3,300千円)縮減した。</p> <p>このことから、新たな未済を少なくすべく、保健福祉事務所に対し、より効果的な取組に資するための情報共有等適宜助言するとともに、平成29年度からの債権管理システムの円滑な導入に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度収入未済額 95,979,014円 収入済額 6,356,298円 不納欠損額 0円 <p>平成28年8月末現在収入未済額 89,622,716円</p> |
|--|--|

○児童保護費

(4) 前年度に比較し、過年度分は減少しているが、現年度分は増加している。現年度分の収入未済の増加は、過年度分の累積増加につながるためより対策を強化する必要がある。そのため児童相談所に対し、次のことを助言した。

- a 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入について十分な説明を行い、理解を得ることを徹底すること。
- b 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。
- c 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。
- d 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。
- (ロ) 時効が成立した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。
- (イ) 債権回収会社への業務委託を検討する。

| | |
|-----------------|-------------|
| ・平成27年度収入未済額 | 12,904,930円 |
| 収入済額 | 390,170円 |
| 不納欠損額 | 0円 |
| 平成28年8月末現在収入未済額 | 12,514,760円 |

○過誤払返納金（里親委託費）

当課の助言を受け、過誤払返納金のあった東部児童相談所では、平成27年度に返納対象者に対し督促を行った。今後、返納対象者の財産状況の把握に努めながら分割納入等の指導するよう再度助言した。

また、新たな過誤払返納金が生じないよう、里親の状況把握を慎重に行うよう指導した。

| | |
|-----------------|------------|
| ・平成27年度収入未済額 | 1,372,994円 |
| 収入済額 | 0円 |
| 不納欠損額 | 0円 |
| 平成28年8月末現在収入未済額 | 1,372,994円 |

○児童扶養手当給付費返還金

民間企業のボーナス期に合わせて、特別滞納整理期間（7月及び12月）を設け、集中的に督促を行っており、平成28年度においても、7月に集中督促を行った。

なお、市町村と連携して支払差上の処理を行うなど、返還金発生 of 未然防止に努めた。

| | |
|-----------------|-------------|
| ・平成27年度収入未済額 | 14,965,930円 |
| 収入済額 | 281,330円 |
| 不納欠損額 | 0円 |
| 平成28年8月末現在収入未済額 | 14,684,600円 |

(6) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室

イ 監査委員の報告の内容

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

| | |
|--------------|--------------|
| ・平成27年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 16,822,765円 |
| 過年度分 | 624,132,558円 |
| 合 計 | 640,955,323円 |
| ・平成26年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 0円 |
| 過年度分 | 624,132,558円 |
| 合 計 | 624,132,558円 |

ロ 措置の内容

平成27年度現年度分収入未済の1法人については、平成27年9月に破産手続きが開始され、補助金で取得した財産の処分による換価が必要となったことから承認し、返還金の納付を命令したが、配当手続未了のため未収となったもの。平成28年末までに破産手続きが終結する予定であるが、全額回収には至らない見込みである。

また、不正受給案件である1法人の収入未済については、納付指導や経営状況の把握に努めてきたが、平成28年3月に民事再生手続開始決定を受けたことから、再生計画案の内容を確認した上で、国と調整しながら対応を検討していく。

(7) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）

・平成27年度収入未済額

現年度分 517,000円

過年度分 588,938円

合 計 1,105,938円

・平成26年度収入未済額

現年度分 542,000円

過年度分 588,938円

合 計 1,130,938円

○過誤払返納金（事業復興型雇用創出助成金）

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,544,000円

過年度分 0円

合 計 4,544,000円

ロ 措置の内容

○補助金等精算返還金

平成27年度現年度分517,000円については、3回の分割納付計画により納付予定だったが、債務者と5月から連絡が取れなくなり行方不明であるため、調査を継続していく。

平成27年度過年度分588,938円については、債務者に対し平成25年12月20日付けで奨励金588,938円の交付決定取消・返還命令を行っているが、現在破産申立に向けて弁護士が対応中であることから、毎月1回は電話による状況確認を行い、債権回収に努めている。

平成26年度分542,000円については、債務者に破産廃止の処分がなされたため不納欠損処分を行った。

○過誤払返納金

債務者の業績不振などから分割納付としたが、一部しか納付されていない。随時納付指導を行い自主納付させることとしているが、長期的な納付が見込まれることから、債権管理を十分に行い完納に努めていく。

(8) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 28,256,000円

合 計 32,536,000円

・平成26年度収入未済額

現年度分 4,852,000円

過年度分 25,336,000円

合 計 30,188,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金償還金については、収入未済額の縮減に向けて、債務者への電話連絡や訪問面談により資産や生活状況等を把握し、地方振興事務所とも連携しながら債権の回収に努めてきた。

長期延滞者は、倒産により破産した者や経営不振に加え東日本大震災の原発事故の影響により更に経営が悪化した者などで収入も乏しく、その多くが高齢者であることから、今後も電話連絡や面談等により納入指導を継続し、収納促進を図っていくほか、償還が著しく困難であると判断される案件については、債権放棄も視野に入れながら今後の対応を検討していく。

平成27年度収入未済額

収入済額 32,536,000円

収入済額 30,000円

不納欠損額 0円

平成28年9月末現在収入未済額 32,506,000円

(9) 畜産課・全国和牛能力共進会推進室

イ 監査委員の報告の内容

死亡牛適正処理施設整備事業補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 29,709,868円

合 計 29,709,868円

・平成26年度収入未済額

現年度分 29,709,868円
 過年度分 0円
 合 計 29,709,868円

ロ 措置の内容
 破産案件である1法人の収入未済については、平成26年11月に裁判所への債権届出以降、平成28年9月まで7回開催された債権者集会に出席するなどし、情報収集を継続している。債権総額が約2億7千万円に上り、県債権への配当は極めて厳しい状況であるものの、引き続き状況把握に努める。

平成27年度収入未済額 29,709,868円
 収入済額 0円
 不納欠損額 0円
 平成28年9月末現在収入未済額 29,709,868円

(10) 住宅課・復興住宅整備室
 イ 監査委員の報告の内容
 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)
 ○県営住宅使用料
 ・平成27年度収入未済額
 現年度分 15,141,480円
 過年度分 35,612,802円
 合 計 50,754,282円
 ・平成26年度収入未済額
 現年度分 21,001,353円
 過年度分 96,752,563円
 合 計 117,753,916円

○県営住宅駐車場使用料
 ・平成27年度収入未済額
 現年度分 1,421,950円
 過年度分 2,084,520円
 合 計 3,506,470円

・平成26年度収入未済額
 現年度分 2,251,200円
 過年度分 5,329,600円
 合 計 7,580,800円

ロ 措置の内容
 平成23年9月に滞納家賃縮減対策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い同年12月、委員会から「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。

平成23年度から27年度までを「滞納家賃等縮減重点取組推進期間」として重点的に取組んできたが、期間満了に伴い、新たに「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について」(平成28年度から平成32年度)を定め、滞納家賃等の縮減に向けた取組を実施している。
 新たに定めた取組では、これまでの実績を踏まえ、推進期間中の取組の継続実施を基本とし、重点的な取組事項を定め取り組んでいる。

(11) 高校教育課
 イ 監査委員の報告の内容
 高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)
 ・平成27年度収入未済額
 現年度分 69,198,456円
 過年度分 89,517,912円
 合 計 158,716,368円
 ・平成26年度収入未済額
 現年度分 54,049,133円
 過年度分 57,772,663円
 合 計 111,821,796円

ロ 措置の内容
 収入未済額を縮減するため、未納者に対し、督促状を送付し、さらに3か月毎に納付催告書を郵送するほか、電話により督促している。
 督促は、本人のみならず、保証人に対しても粘り強く行っている。
 H27年度において、過年度の収入未済のうち、22,303,884円を回収し、収入未済額の縮減に

努めた。

(2) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らたい。

(内容)

○損害賠償金

・平成27年度収入未済額

現年度分 2842,560円

過年度分 17,668,184円

合 計 20,510,744円

・平成26年度収入未済額

現年度分 3,658,134円

過年度分 14,415,850円

合 計 18,073,984円

○放置違反金

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,917,000円

過年度分 7,818,000円

合 計 12,735,000円

・平成26年度収入未済額

現年度分 5,621,000円

過年度分 11,819,509円

合 計 17,440,509円

○延滞金 (放置違反金に係る延滞金)

・平成27年度収入未済額

現年度分 712,900円

過年度分 997,400円

合 計 1,710,300円

・平成26年度収入未済額

現年度分 479,800円

過年度分 1,370,190円

合 計 1,849,990円

ロ 措置の内容

(イ) 損害賠償金

a 電話による納付促進

電話による納付催促を実施した。

b 分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、一部現金納付により債権を回収した。

c 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

平成27年度収入未済額の処理状況

平成27年度収入未済額 20,510,744円

収入済額 290,000円

不納欠損額 0円

平成28年9月末現在収入未済額 20,220,744円

(ロ) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

a 電話催促による自主納付の促進

督促後も滞納している者に対しては早期に電話催促を実施し自主納付を促した。

b 監戸による現金徴収 (自主納付) の強化

督促・催促後の滞納者及び所在不明・連絡が取れない者に対しては追跡調査を徹底し、積極的に監戸を実施して自主納付を促すと共に可能な限り現金徴収を行った。

c 滞納処分の実施

再三の催告に応じない滞納者については、財産調査を徹底し預貯金債権の差押え等の滞納処分を実施した。

平成27年度収入未済額の処理状況 (放置違反金)

平成27年度収入未済額 12,735,000円

収入済額 3,747,000円

不納欠損額 0円

平成28年9月末現在収入未済額 8,988,000円

平成27年度収入未済額の処理状況 (放置違反金に係る延滞金)

| | |
|------------------|------------|
| 平成27年度収入未済額 | 1,710,300円 |
| 収入済額 | 151,100円 |
| 不納欠損額 | 0円 |
| 平成28年 9月未現在収入未済額 | 1,559,200円 |